

テーマ1 市民協働

【現況と課題】

- まちづくりへの関心の高まりやニーズの多様化などを背景に、市民と行政が目的達成に向けて協力する協働のまちづくりが全国的に広がっています。また、行政のみによるまちづくりに対する課題解決が困難になる中、市民や各種団体、企業などのまちづくりへの参画が不可欠なものになりつつあります。
- 新座市では、平成18年に新座市自治憲章条例が施行され、市政に対する市民の主体的な参画の実現に向けた取組が進められてきました。今後も市民参画制度の更なる充実を図るため、市政運営の様々な場面における市民参画の機会の提供に努めていく必要があります。
- また、市民参画の拡充には、市民のニーズを把握するとともに、行政が説明責任を果たし、市民と情報を共有することが必要不可欠です。そのため、市民意識調査や懇談会など、多様な広聴活動を充実させていくほか、広報紙、SNSなど多様な媒体を活用した積極的な情報発信を進める必要があります。

施策1 市民協働による市政の推進

【主な施策展開】

(1) 市民参画の機会の充実

- 若者や子育て世代など、まちづくりに参画する機会が少ない市民を含め、広く市民参画を呼び掛けるとともに、新座市自治憲章条例の理念の啓発に努め、市民参画意識の高揚を図ります。
- 市民のニーズに即した市政運営を実現するため、パブリック・コメント制度に基づき、条例制定や各種計画策定時などの政策形成過程において、市民の意見を聴く機会の充実を図ります。

(2) 広聴・広報活動の充実

- 市民のニーズを把握するため、定期的な市民意識調査の実施や市長への手紙、メールなどのほか、懇談会など直接市民と対話できる機会を含め、多様な広聴活動の充実を図ります。
- 市民と行政が共通の目的意識を持ってまちづくりに取り組むため、広報・ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、市の取組に関する分かりやすい情報提供に努めます。

テーマ2 人権

【現況と課題】

- 社会全体で人権問題に取り組む機運が高まる中、国では、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消法」のいわゆる人権3法を整備し、基本的人権に関わる重要な社会問題の解決に取り組んでいます。
- 人権は、一人一人が生まれながらにして持っているかけがえのない権利であり、誰もがそれぞれの個性と能力を發揮でき、あらゆる人にとって暮らしやすく、多様性に富んだ社会の実現に向けて、人権意識の高揚を図る総合的な取組を進めることが重要です。
- 新座市では、差別のない人権が尊重された住みよいまちづくりを目指し、これまで人権意識の高揚や相談体制の充実を図ってきました。しかし、現在もなお、同和問題やDVを始めとして、職場等における様々なハラスメントや、インターネット上での誹謗中傷、LGBTなどの性的少数者への差別など、生活の様々な場面で人権問題が発生しています。こうした問題の解決に向けて、今後も、市民の理解を更に深め、支援を必要とする人を支える体制づくりを進めていくことが必要です。
- また、平成28年に第3次にいぎ男女共同参画プランを策定し、女性困りごと相談室における相談体制の充実など、男女共同参画のまちづくりに取り組んできました。引き続き、DVの防止や女性の多様な就労環境の整備、女性の政策・方針決定過程への参画や意識啓発に取り組み、家庭や学校、職場など様々な場における男女共同参画の推進に努めていく必要があります。
- 新座市健康平和都市宣言の趣旨に基づく健康で平和な住みよいまちづくりを進めていくために、平和展などの啓発事業を通じ、引き続き市民の平和意識の高揚を図ることが重要です。

施策1 人権尊重社会の構築

【主な施策展開】

- (1) 人権教育の推進
 - 学校教育において、人権意識を高めるための学習機会を保障し、人権教育を推進します。
 - 市民一人一人の人権意識の高揚に向けて、生涯学習の一環として、人権に関する講座や講演会など、学習機会の充実に努めます。
- (2) 人権啓発・交流の推進
 - 同和問題や様々な人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、ホームページやパンフレット、SNSなど様々な媒体や講演会等の機会を活用して、より効果的な人権啓発活動を推進するとともに、市民と人権関係団体との交流を深める機会を設けます。
- (3) 相談・支援体制の充実
 - 社会生活や家庭生活における様々な人権問題の解決を図るため、庁内関係部署や関係機関との連携により相談体制の充実に努めます。また、各種情報の提供や人権被害者に対する支援体制の充実に努めます。

施策2 男女共同参画社会の形成

【主な施策展開】

- (1) 男女共同参画意識づくりの推進
 - 男女平等意識の向上を促すとともに、幼児教育や学校教育、生涯学習など、あらゆる機会を通じて意識啓発に努めます。
- (2) 性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶
 - 男女がそれぞれ持つ身体的な特性を理解し、尊重し合うことができるよう、啓発活動や相談体制の充実に努めます。また、LGBTなどの性的少数者等に関する意識啓発を行います。
 - 重大な人権侵害であるDVの根絶を目指し、広く市民に対して、意識の啓発や関連法規の理解の促進を図るとともに、被害者の救済体制の整備に努めます。
- (3) 男女が共に働きやすい環境づくり
 - 育児や介護などを男女が共に取り組むことができるよう、支援の充実に努めるとともに、働きやすい職場づくりについて事業者に対する啓発を行います。
 - 職場における男女共同参画を推進するため、女性の就業機会の拡大や均等待遇の整備などについての啓発活動を行います。
- (4) まちづくりへの男女共同参画
 - 市の審議会等や管理職への登用など、女性の政策・方針決定過程への参画の促進を図るとともに、女性の社会的な活動の更なる活性化を図ります。
 - 男女それぞれの視点を取り入れた防災対策を進めます。

施策3 平和意識の高揚

【主な施策展開】

- (1) 平和意識の高揚
 - 新座市健康平和都市宣言の趣旨にのっとり、平和の尊さや大切さを考える機会を提供し、市民の平和意識の高揚に努めます。

テーマ3 行財政運営

【現況と課題】

- 人口減少・少子高齢化の進行や、国際社会における共通目標であるSDGsの達成に向けた動向など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。このような背景の中、地方自治体においては、行政課題の高度化や複雑化に対応しつつ、健全な財政の確立に努めることが重要です。
- 新座市では、これまでも市民の理解と協力の下、行財政改革大綱や財政健全化方針に基づいて事務事業の見直しなどを行い、社会経済情勢の変化に応じた行財政運営に努めてきました。
- しかしながら、第4次基本構想総合振興計画の開始年度である平成23年度と平成30年度との比較では、扶助費が128億円から162億円と急増しており、今後も少子高齢化の進行により社会保障関連経費の更なる増加が見込まれることに加え、公共施設等の老朽化に伴う改修・改築などに多額の財源が必要となることが見込まれています。
- 新座市が持続可能なまちとして発展を続けていくためには、市民のニーズの変化を的確に捉えながら、施策・事業の取捨選択を適切に行い、時勢に応じた行政サービスを提供することができる財政基盤の確立を図ることが必要です。
- また、高度化・複雑化する行政課題に対応するため、行財政マネジメントサイクルの確立や、職員の能力向上と組織の活性化などを通じて、効果的な行政運営を達成することが求められます。

施策1 行政の効率化・高度化の推進

【主な施策展開】

- (1) 行財政マネジメントサイクルの確立
 - 基本計画に位置付けた施策を戦略的かつ効果的・効率的に展開していくため、取組の実績や進捗について適切に管理しながら、状況に応じて予算へ反映させるなど、行財政マネジメントサイクルの確立を図ります。
- (2) 職員の能力向上と組織の活性化
 - 高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、職員の政策形成能力の向上を図るとともに、柔軟で機動的な行政組織を構築します。また、計画的な人材の確保に努め、業務量に応じた弾力的な業務執行体制を構築します。
 - 人材育成基本方針に基づき、職員研修を充実させるとともに、人事評価制度などを通じた人材マネジメントの最適化を図ります。
- (3) 民間活力による課題解決手法の導入
 - 複雑化する行政課題を効果的に解決していくため、公共性の確保に留意しながら、引き続き民間への業務委託や指定管理者制度の導入などを進めるとともに、PPPやPFI、コレクティブ・インパクトなど、これまで活用していない手法の導入について検討します。
- (4) 情報通信技術などを活用した業務効率化とサービスの向上
 - 日々進歩する情報通信技術の情報を把握した上で、AI・RPA、クラウド等の活用を進め、業務の効率化を図ります。
 - 電子申請、公共施設の利用予約など引き続き現行システムの安定運用を進めるとともに、先端技術の活用も踏まえて、市民の利便性向上を図ります。
- (5) 広域連携の推進
 - 今後も近隣自治体との連携を図りながら、事業の実施における広域的な対応について検討します。また、防災など様々な分野において、近隣自治体以外の地域とも連携を進めていきます。

施策2 健全な財政の確立

【主な施策展開】

- (1) 規律ある財政運営の推進
 - 効率的に施策・事業が推進できるよう、中・長期の財政収支見通しを踏まえながら、規律ある財政運営を進めるとともに、財政状況の公表により透明性の確保に努めます。
 - 受益と負担の公平性の観点から、社会経済情勢に応じた制度の適正化を図り、行政サービスの質・量の最適化に努めます。
- (2) 財源の確保
 - 市財源の根幹である市税について、適正な賦課と公正な徴収を推進するものとして、納税しやすい環境の整備や滞納処分の強化に努めます。
 - 土地区画整理事業の推進により市の魅力や価値の向上に努め、移住・定住の促進や企業誘致などによる増収を図ります。
- (3) 公共施設等の適正な管理
 - 公共施設等を限られた財源の中で適切に維持管理するため、公共施設等総合管理計画に基づき、今後想定される人口減少を見据えた施設の総量の適正化を図るとともに、安全性の確保に向けた計画的な改修・改築に努めます。